

特措法による緊急事態宣言発令にかかる対応について

健康保険組合の事業運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され既に多くの企業が対応しておりますが、「事業の継続を求められる事業者」である健康保険組合にも更なる対応を求められていることから、当組合においても社会全体への安全配慮の観点から4月16日（木）から5月1日（金）までの間、交代勤務を実施いたします。電話によるお問い合わせ等への即応が困難な状況が想定されますが、非常時対応という事情を鑑み、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

事業主及び加入員の皆様には多大なご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、加入員の健康に携わる健保組合として、社会全体への安全配慮を徹底し、最大限対応してまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

今回の新型コロナウイルスによる影響を受けた方々の一日でも早い回復と感染拡大の収束を心よりお祈りいたします。

令和2年4月15日

神奈川県石油業健康保険組合
理事長 小 泉 光 一 郎

記

1. 実施期間 令和2年4月16日より令和2年5月6日まで。
なお、期間が延長された場合の通常体制への復帰は緊急事態宣言解除後を予定しております。

以上